

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 障害福祉課

法令名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	法令番号	平成17年法律第123号
手続名	指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しまたは効力の停止	根拠条項	第50条第1項
処分基準	(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第50条第1項 (2) 指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日 厚生労働省令第171号） (3) 指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準について （平成18年12月6日 障発第1206001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）		
	対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 障害福祉課
			目次 No.